

5 日常生活用具種目一覧

障害区分	種目	対象者	根拠となる法律			
			身障	児童	知的	老人
上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	浴槽（湯沸器含む）	下肢または体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	入浴補助用具	下肢または体幹機能障害者（児）であって、入浴に介助を要するもの。原則として3歳以上のもの。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	入浴担架	下肢または体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害者（児）であって、入浴にあたって家族等他人の介助を要するもの。原則として3歳以上のもの。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	便器	下肢または体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	特殊便器	①上肢障害の程度が2級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの。 ②児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度または最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	特殊尿器	下肢または体幹機能障害の程度が1級の身体障害者（児）であって、常時介護を要するもの。原則として学齢児以上のもの。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	特殊寝台	下肢または体幹機能障害の程度が2級以上である身体障害者。	<input type="radio"/>			
	訓練用ベッド	下肢または体幹機能障害の程度が2級以上の児童であって、原則として学齢児以上のもの。		<input type="radio"/>		
	特殊マット	①下肢または体幹機能障害の程度が1級である身体障害者であって、常時介護を要するもの。 ②下肢または体幹機能障害の程度が2級以上の児童であって、原則として3歳以上のもの。 ③児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度または最重度のものであって、原則として3歳以上のもの。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	体位変換器	下肢または体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害者（児）であって、下着交換等にあたって、家族等他人の介護を要するもの。原則として学齢児以上のもの。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	移動用リフト	下肢または体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害者（児）であって、原則として3歳以上のもの。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
平衡機能障害	歩行支援用具（手すり、スロープ等）	平衡機能または下肢もしくは体幹機能の障害を有する身体障害者（児）であって、家庭内の移動等において介助を要するもの。原則として3歳以上のもの。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	訓練いす	下肢または体幹機能障害の程度が2級以上の児童であって、原則として3歳以上のもの。		<input type="radio"/>		

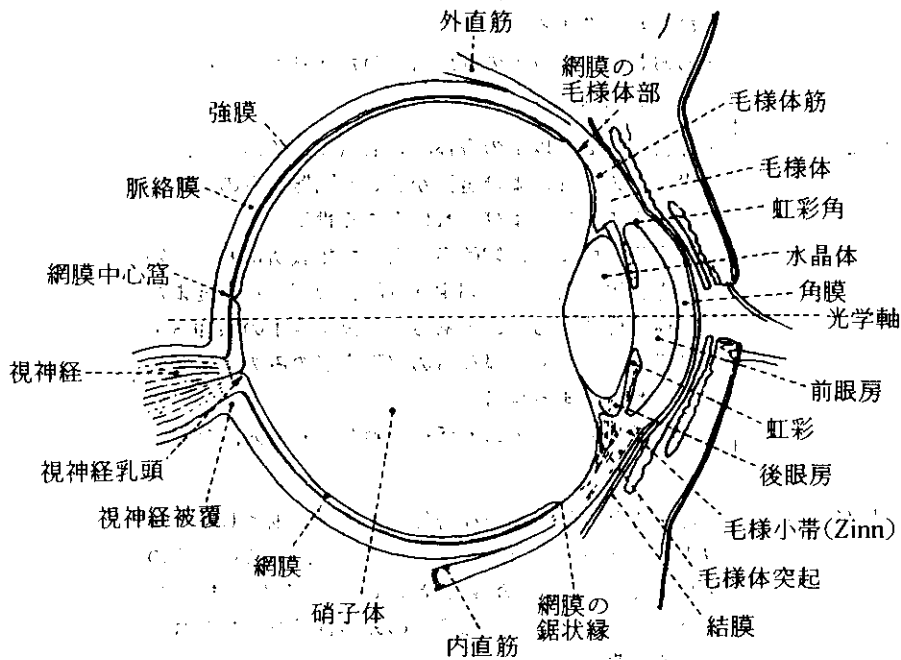
障害区分	種目	対象者	根拠となる法律			
			身障	児童	知的	老人
上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	居宅生活動作補助用具（障害者（児）の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの）	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上の身体障害者（児）であって、障害程度等級3級以上のもの。（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のもの）	○	○		
	音声機能障害・言語機能障害	上肢障害の程度が2級以上または言語、上肢複合障害の程度が2級以上の身体障害者（児）であって、文字を書くことが困難なもの。原則として学齢児以上のもの。	○	○		
	重度障害者用意志伝達装置	両上下肢の機能の全廃および言語機能を喪失した身体障害者（児）であって、コミュニケーションの手段として必要があると認められるもの。原則として学齢児以上のもの。	○	○		
	携帯用会話補助装置	音声機能または言語機能障害または肢体不自由の身体障害者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有するもの。原則として学齢児以上のもの。	○	○		
聴覚障害	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害または発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの。原則として学齢児以上のもの。	○	○		
	ファックス（貸与）	聴覚機能または、音声機能または言語機能障害3級以上の身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの。（電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	○			
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害の程度が2級である身体障害者。（聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	○			
視覚障害	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、テレビの視聴に必要と認められるもの。	○	○		
	点字ディスプレイ	視覚障害および聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）であって、必要と認められるもの。	○			
	盲人用電卓	視覚障害の程度が2級以上の者（児）であって、原則として就労しているもの（児童にあっては職業訓練中のものを含む）、主婦またはこれに準ずるもの。	○	○		
	盲人用時計	視覚障害の程度が2級以上の身体障害者。なお、音声時計は手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難なものを原則とする。	○			
	盲人用テープレコーダー	視覚障害の程度が2級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの。	○	○		

障害区分	種目	対象者	根拠となる法律			
			身障	児童	知的	老人
視覚障害	点字タイプライター	視覚障害の程度が2級以上の身体障害者（児）であって、就学もしくは就労しているか、または就労が見込まれるもの。	○	○		
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害の程度が2級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの。（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	○	○		
	盲人用体重計	視覚障害の程度が2級以上の身体障害者。（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	○			
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの。原則として学齢児以上のもの。	○	○		
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害の程度が2級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの。	○	○		
	点字図書	視覚障害者（児）であって、主に、情報の入手を点字によっているもの。	○	○		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害の程度が2級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上のもの。	○	○		
内部障害	透析液加温器	腎臓機能障害の程度が3級以上の身体障害者（児）であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの。原則として3歳以上のもの。	○	○		
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上、または同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められるもの。原則として学齢児以上のもの。	○	○		
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上、または同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められるもの。原則として学齢児以上のもの。	○	○		
	酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者。	○			
その他	頭部保護帽	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度または最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。			○	
	電磁調理器	①視覚障害の程度が2級以上の視覚障害者。（盲人のみの世帯およびこれに準ずる世帯） ②児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者と判定され障害の程度が重度または最重度であって、18歳以上のもの。 ③おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等。	○		○	○
	火災警報器	①障害等級2級以上の身体障害者（児）であって、火災発生の感知および避難が著しく困難なもの。（障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）	○	○	○	○

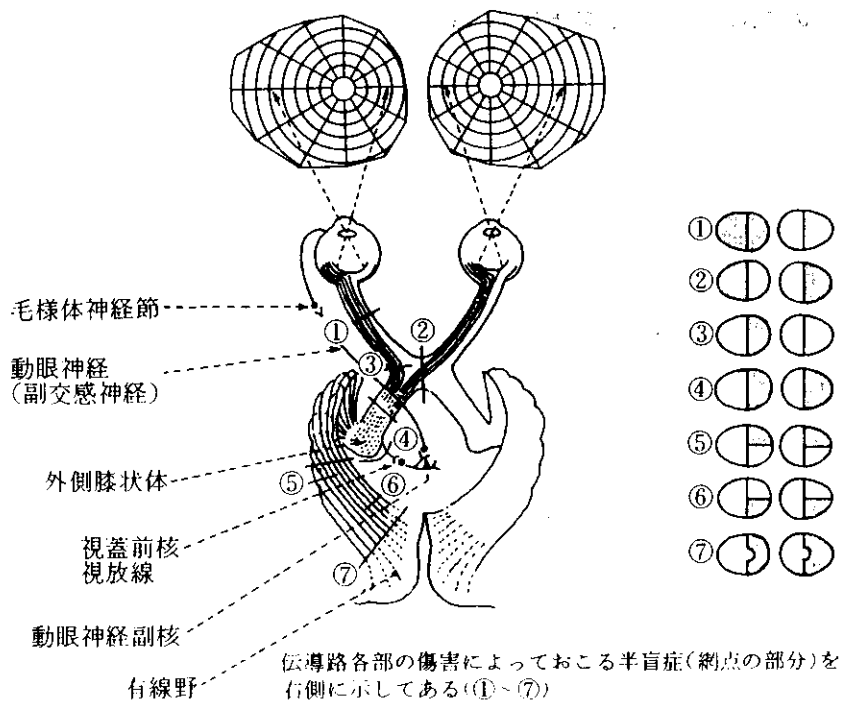
障害区分	種目	対象者	根拠となる法律			
			身障	児童	知的	老人
その他	火災警報器	②児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度または最重度であるものであって、火災発生の感知および避難が著しく困難なもの。(障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯) ③おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らし老人等。				
	自動消火器	①障害等級2級以上の身体障害者(児)であって、火災発生の感知および避難が著しく困難なもの。(障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯) ②児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度または最重度であるものであって、火災発生の感知および避難が著しく困難なもの。(障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯) ③おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らし老人等。	○	○	○	○
	福祉電話(貸与)	難聴者または外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるものおよびファックス被貸与者。(障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)	○			
	老人用電話(貸与)	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人等。				○
備考：①根拠となる法律欄の身障，児童，知的，老人は，それぞれ身体障害者福祉法，児童福祉法，知的障害者福祉法，老人福祉法の略である。 ②共同利用の種目については，除外している。						

6 身体構造の解剖図

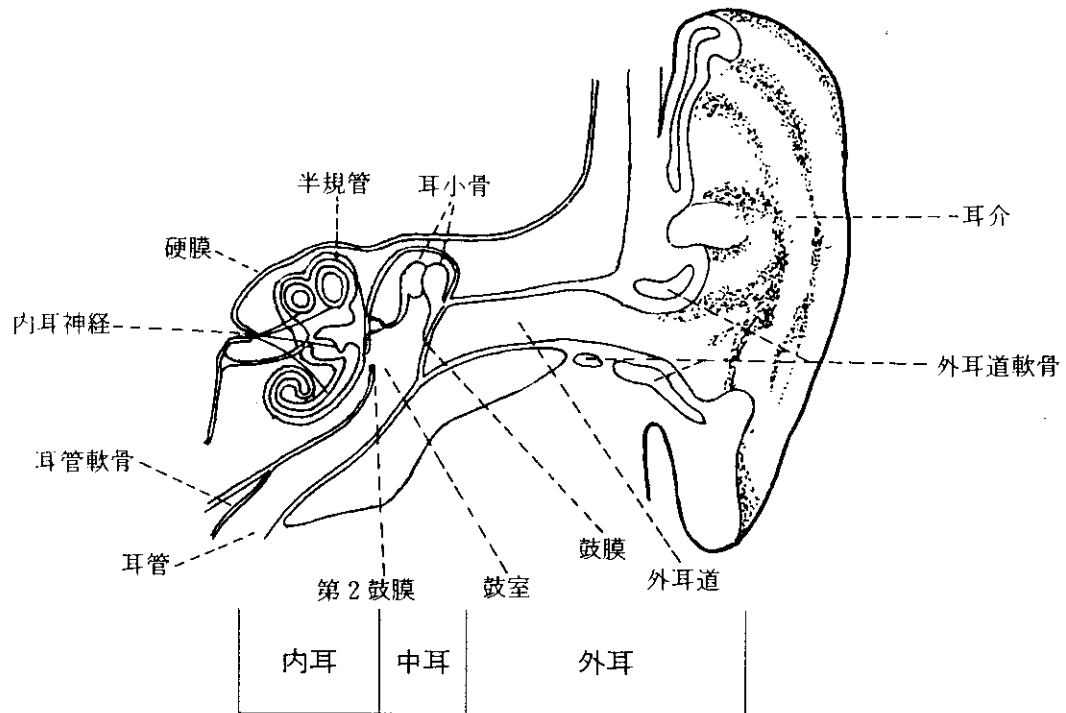
[目の構造]



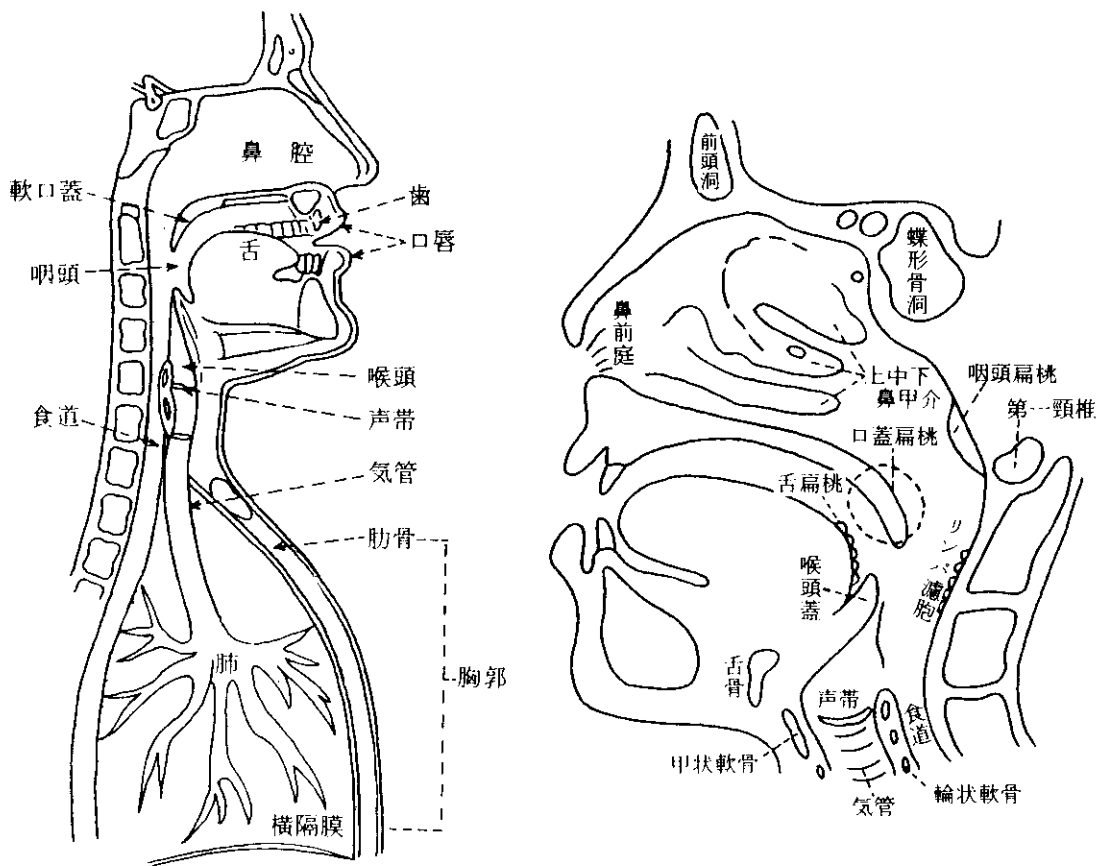
視野と視覚伝導路 (Holmans)



[耳の構造]



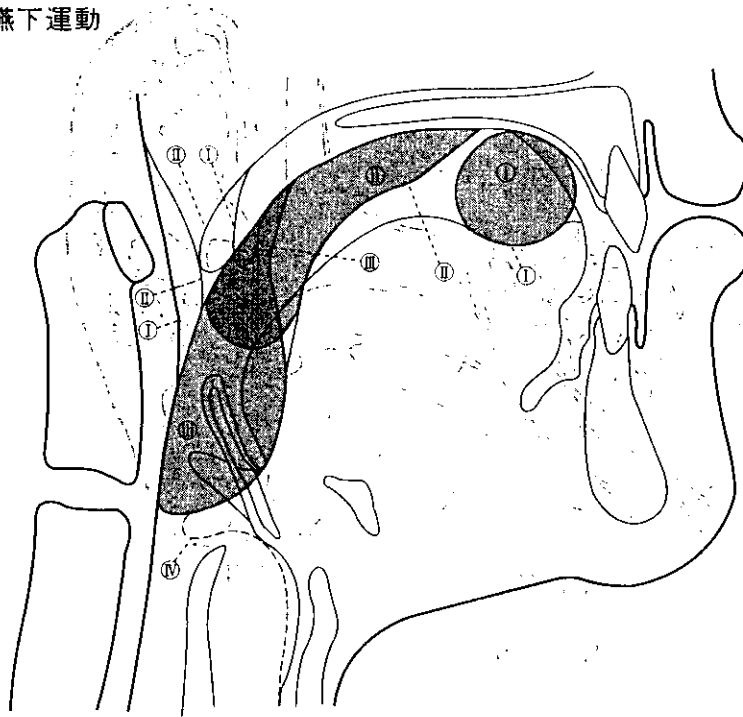
[口腔等の構造]



[嚥下]

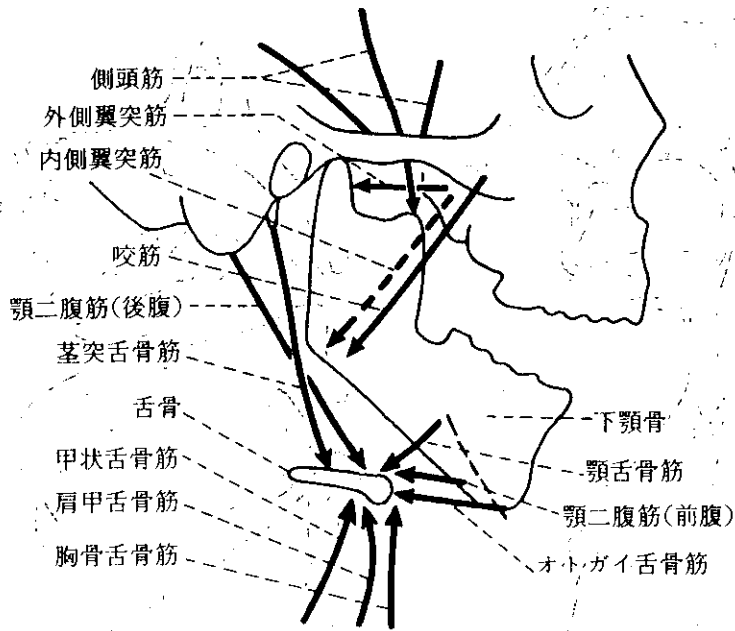
52. 嚥下運動

嚥下運動



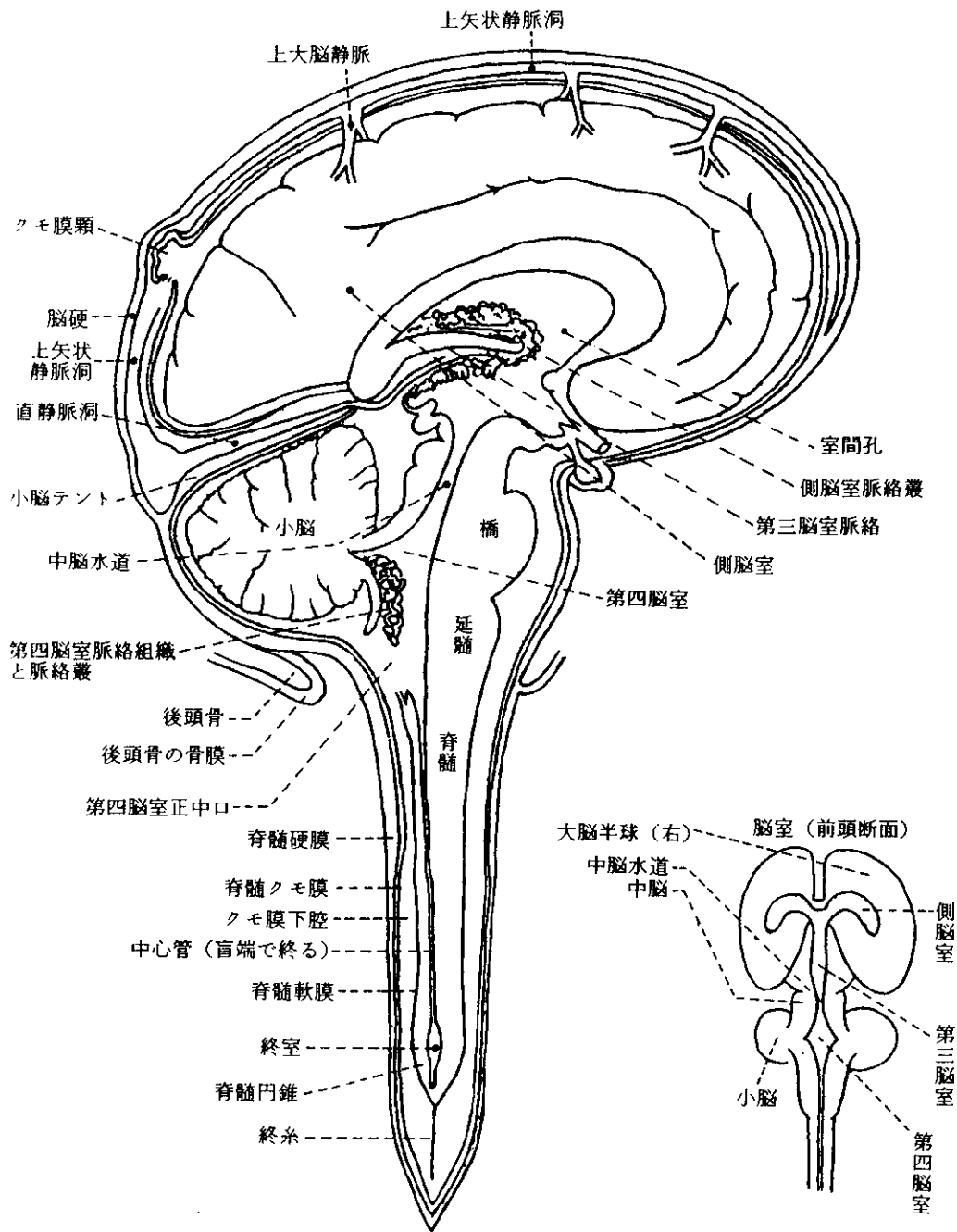
[咀嚼]

53. 咀嚼運動



咀嚼筋と舌骨筋 (沢島)

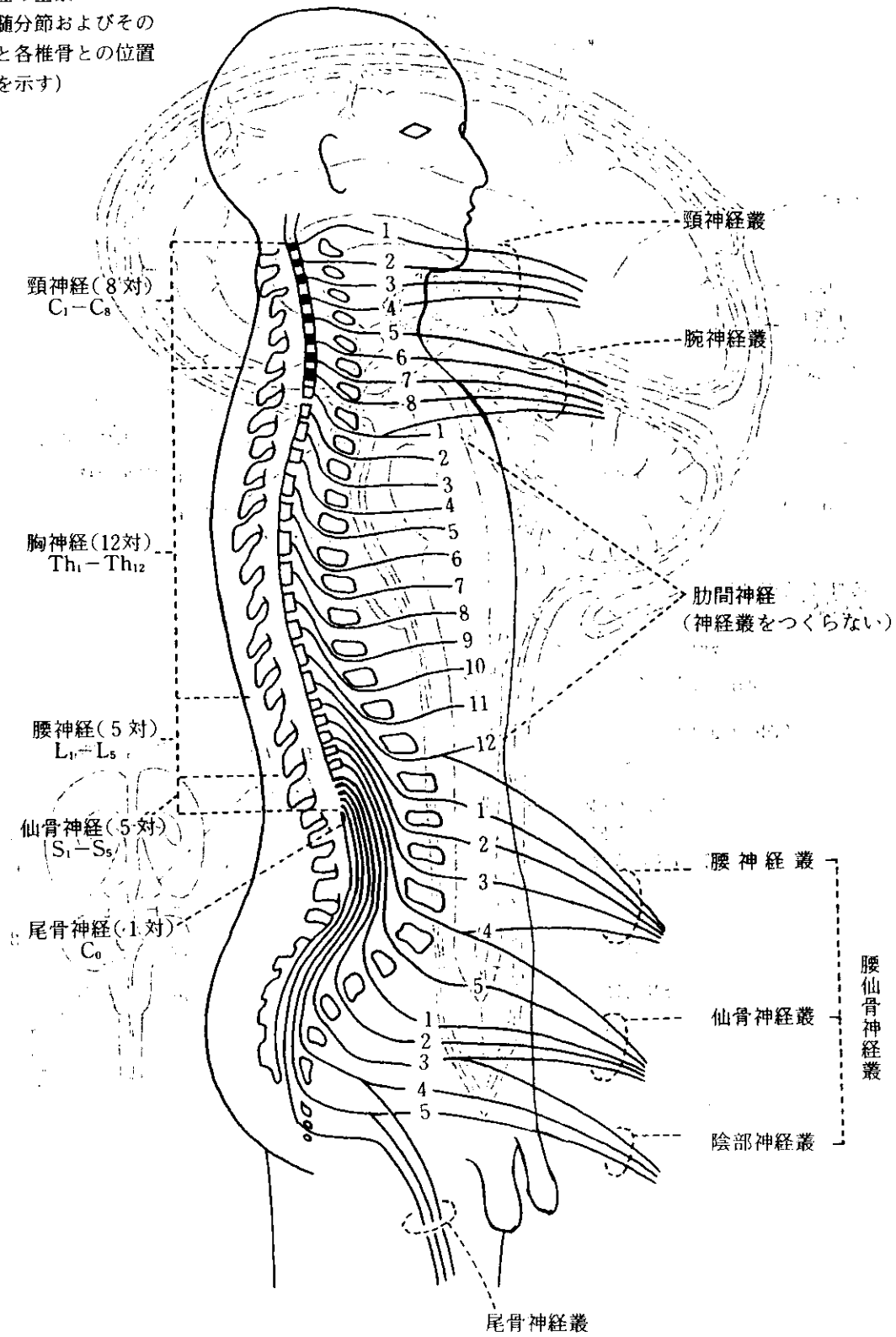
[脳及び神経系①]



[脳及び神経系②]

脊髄神経の分布

脊髄神経の全景
 (各脊髄分節およびその
 神経根と各椎骨との位置
 的關係を示す)



脊髓の運動と感覚レベル

感覚レベル

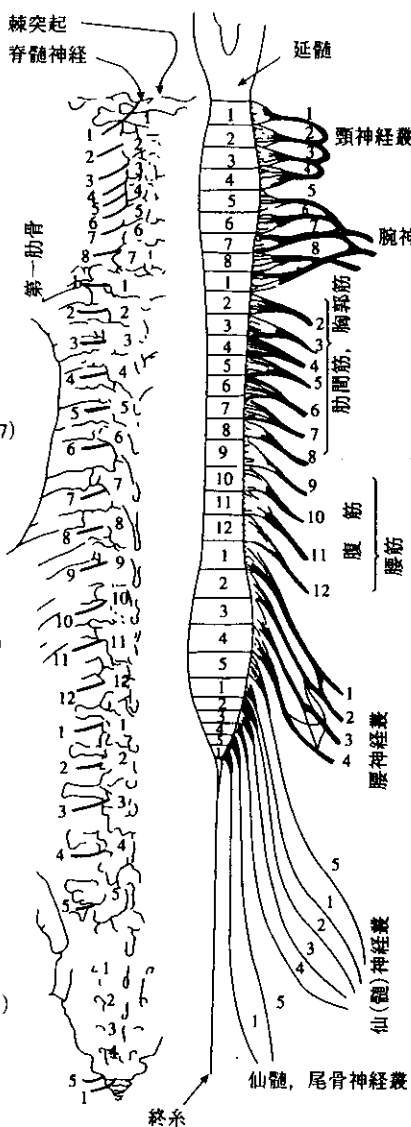
聴覚, 平衡, 味覚
咽頭, 食道, 喉頭, 気管

後頭部 C1, 2
頸部 C2, 3, 4
肩 C4, 5
上肢 { 腋窩神経 C5, 6
 橈骨神経 C6, 7, 8
 正中神経 C6, 7, 8
 尺骨神経 C8, T1

胸部 { 肩甲棘(T3)
 肩甲下角(T7)
上腹部 {
腹部 { へそ(T10)
 臀部(T12, L1)
 鼠径部(L1, 2)

大腿部 { 前部 (L1, 2, 3)
 内側
 外側
 後部
下腿部 { 内側 (L4, 5)
 外側
陰囊陰茎
会陰 (S1, 2)
膀胱 (S3, 4)
直腸 (S4, 5)
肛門 (S5, 尾髄1)

(注) C 頸髄
 T 胸髄
 L 腰髄
 S 仙髄

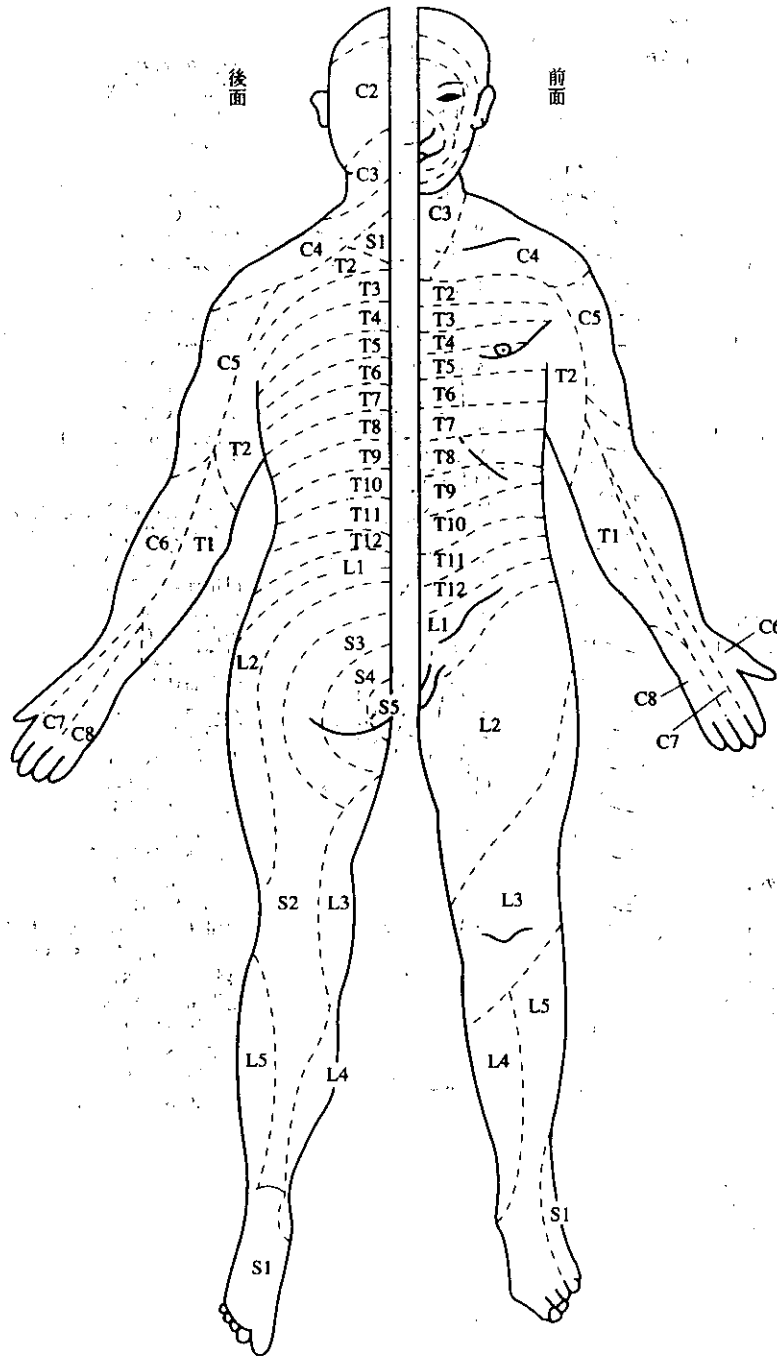


運動レベル

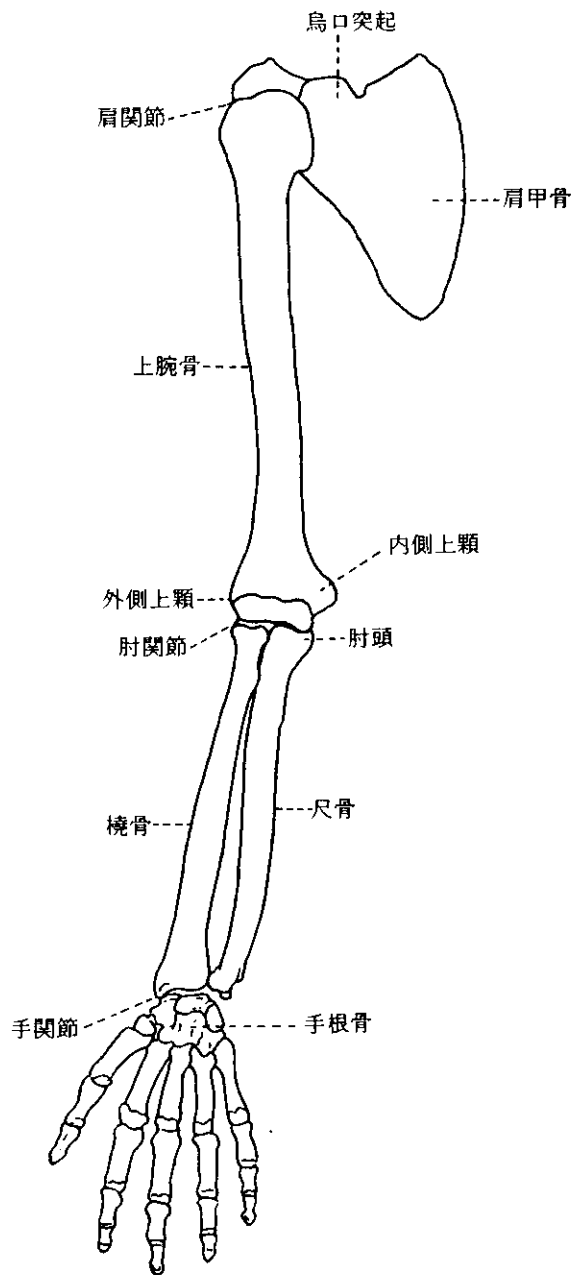
顔面筋(脳神経Ⅵ)
咽頭・口蓋筋Ⅹ
喉頭筋Ⅺ
舌筋Ⅻ
食道Ⅹ
胸鎖乳頭筋Ⅺ(C1, 2, 3,)
頸筋(C1, 2, 3)
僧帽筋(C3, 4)
菱形筋(C4, 5)
横隔膜(C3, 4, 5)
肩甲上下筋(C4, 5, 6)
三角筋, 腕, 橈骨筋と上腕二頭筋(C5, 6)
前鋸筋(C5, 6, 7,)
大胸筋(C5, 6, 7, 8)
小円筋(C4, 5)
回内筋(C6, 7, 8 T1)
上腕三頭筋(C6, 7, 8)
長腕伸筋指伸筋(C6, 7, 8)
広背筋大円筋(C5, 6, 7, 8)
長指伸筋(C7, 8 T1)
拇指伸筋(C7, 8)
骨間筋, 虫様筋, 拇指球筋,
小指球筋(C8, T1)
腸腰筋(L2, 3, 4)
縫工筋(L2, 3)
大腿四頭筋(L2, 3, 4)
臀筋(L4, 5 S1)
大腿筋膜張筋(L4, 5)
大腿内転筋(L2, 3, 4)
大腿外転筋(L4, 5 S1)
前脛骨筋(L5)
腓腹筋, ひらめ筋(L5, S1, 2)
大腿二頭筋, 半腱様筋, 半膜様筋
(L4, 5, S1)
閉鎖筋, 梨状筋, 大腿方形筋(4, 5, S1)
足屈筋, 足伸筋(L5, S1)
腓骨筋(L5, S1)
足指屈筋(L5, S1, 2)
骨間筋(S1, 2)
会陰筋(S3, 4)
膀胱筋(S4, 5)
直腸筋(S4, 5尾髄1)

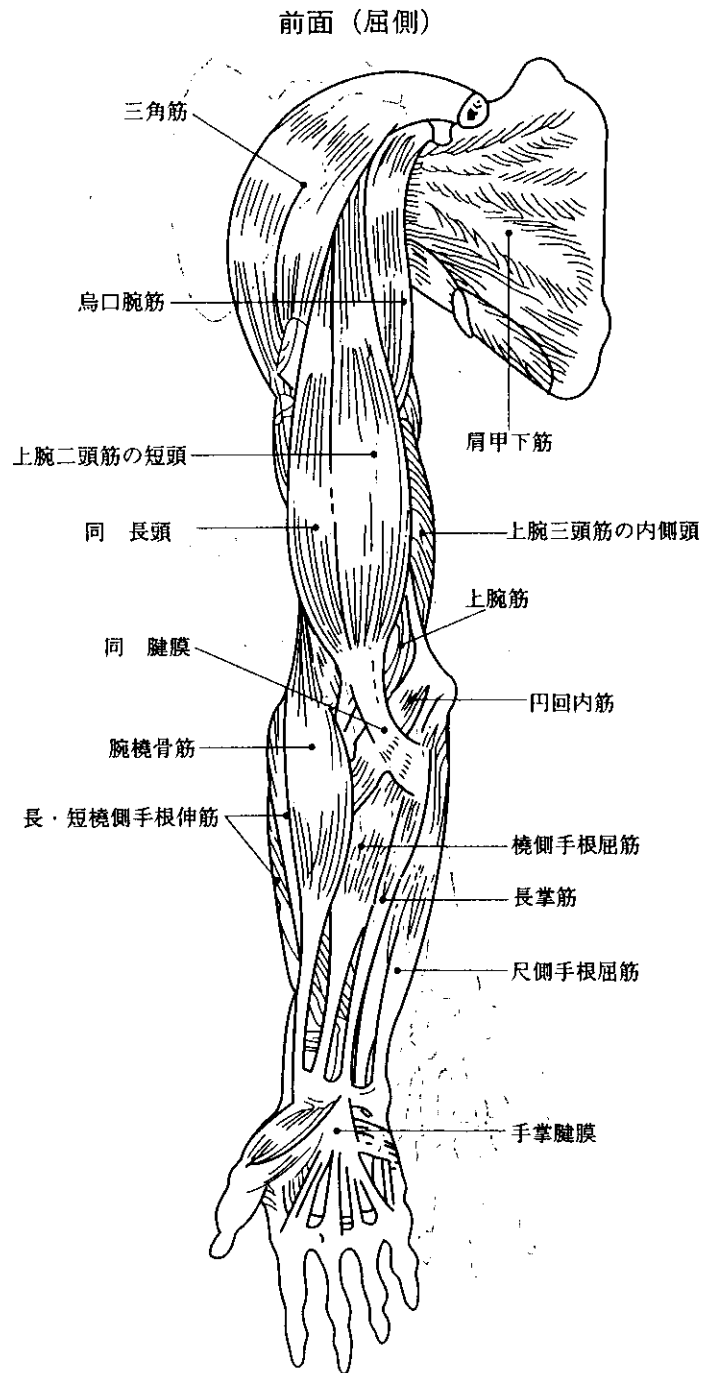
上肢
前腕
手

支配随筋と知覚

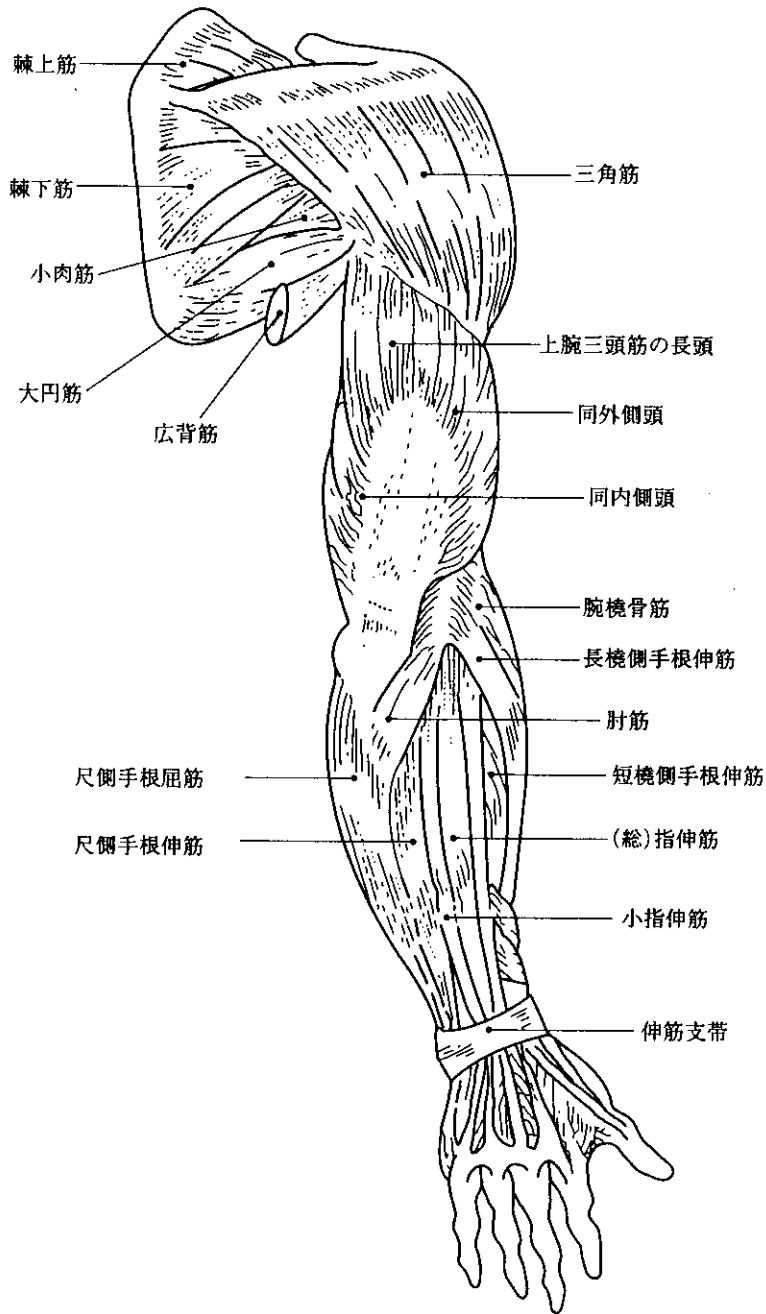


[上肢の骨格]

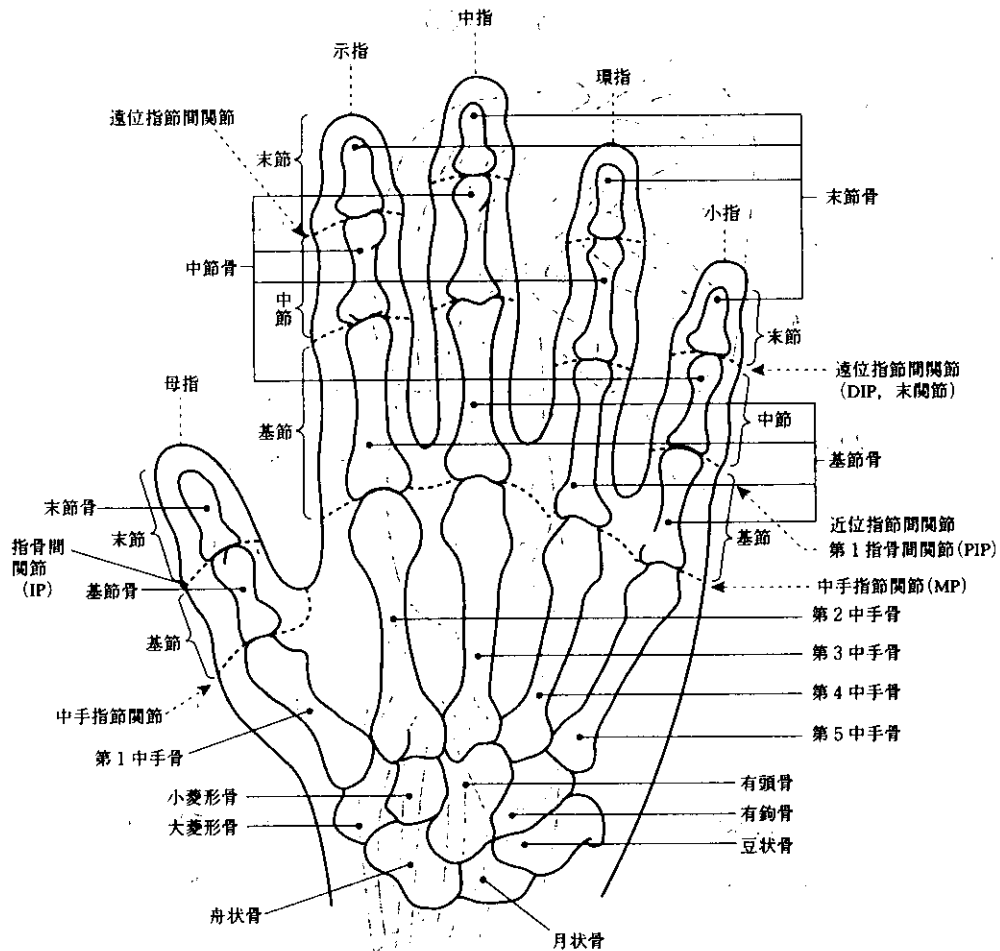




後面（伸側）

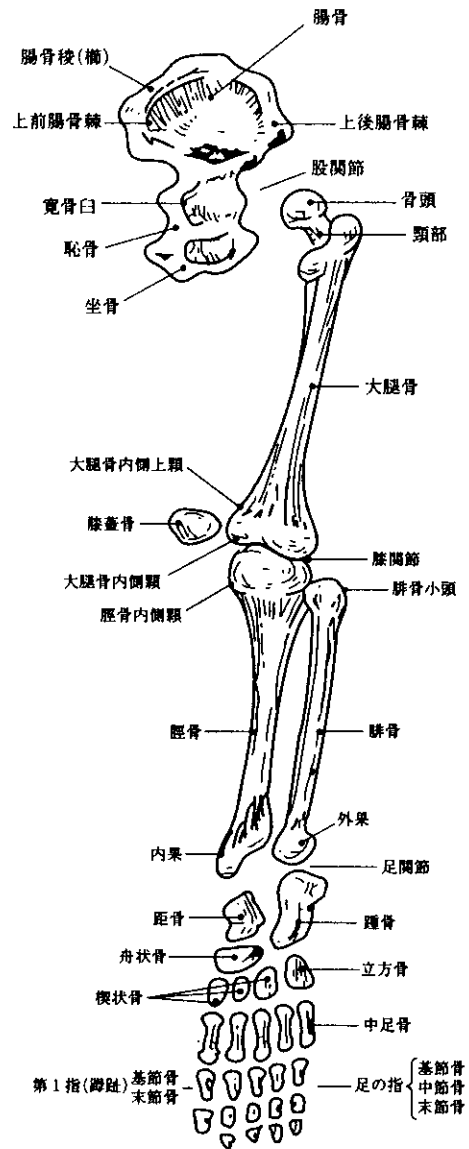
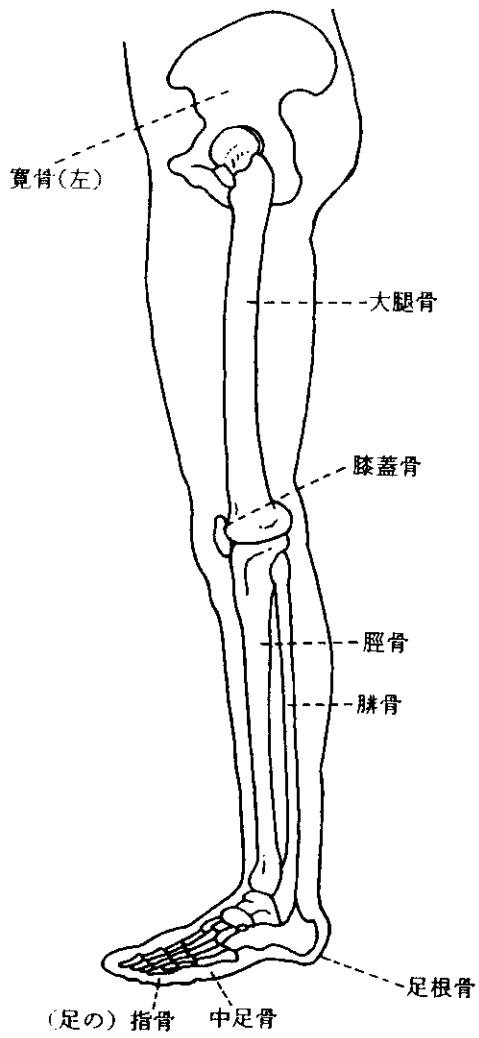


[手骨及び手指の関節]



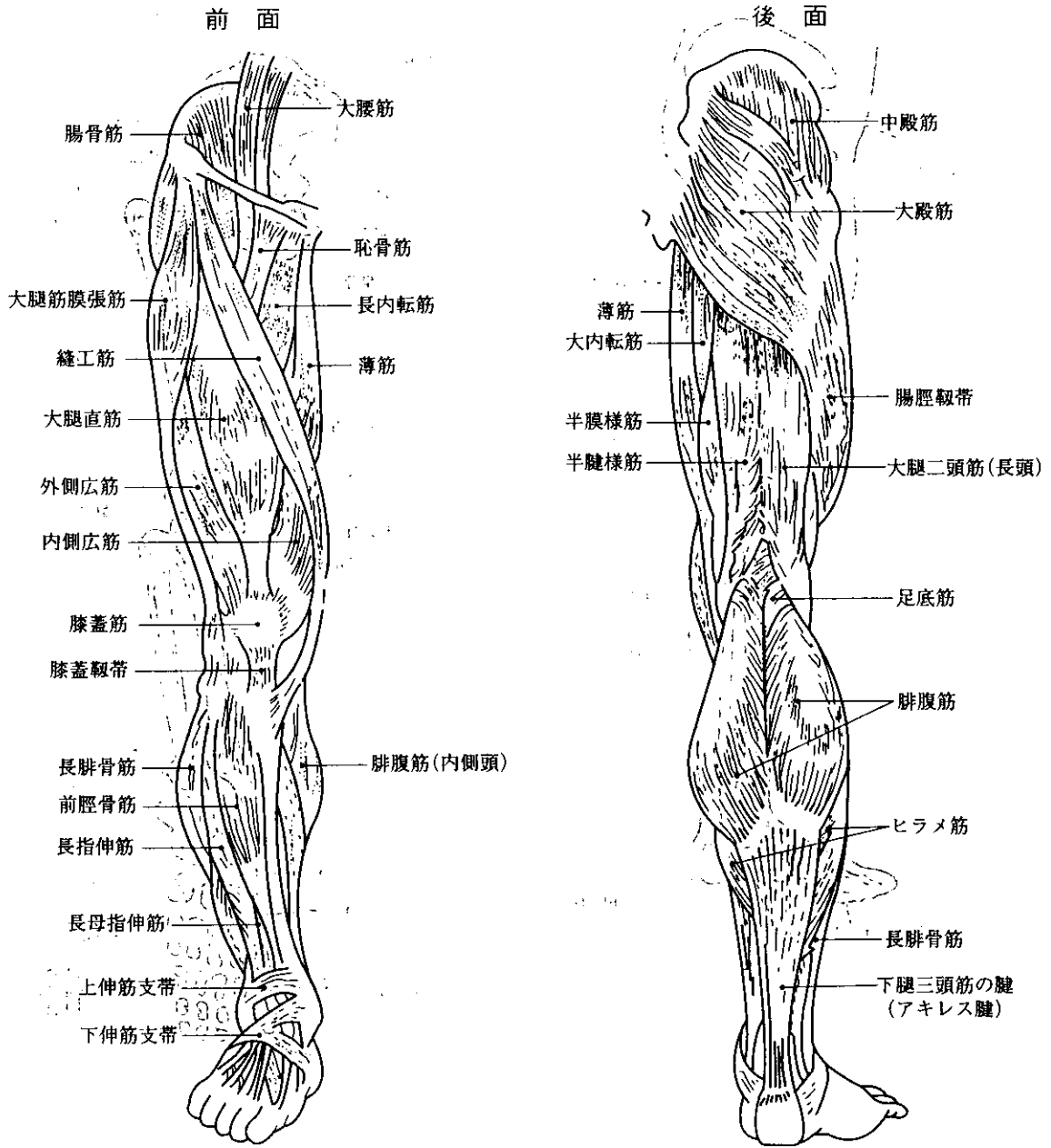
- (注1) 身体障害者障害程度等級表にいう「指を欠くもの」とは、母指であれば、指骨間関節、その他の指においては、第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
- (注2) 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、母指については対抗運動障害をも含むものとする。

[下肢の骨格]

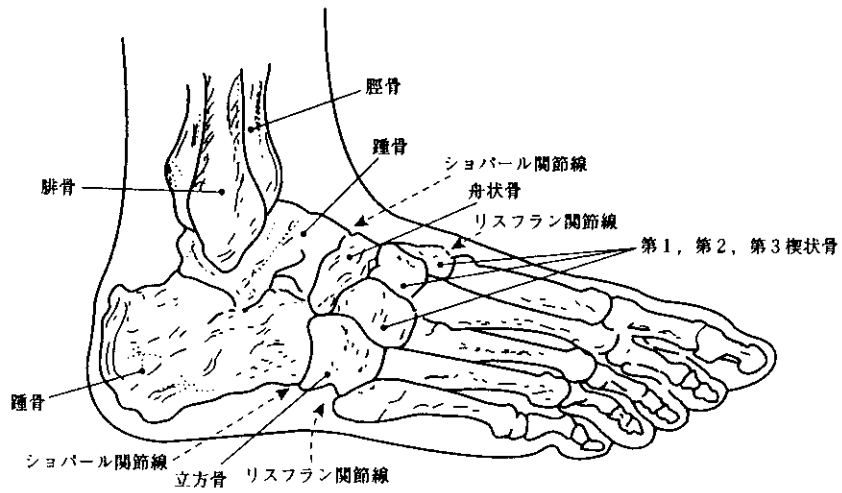
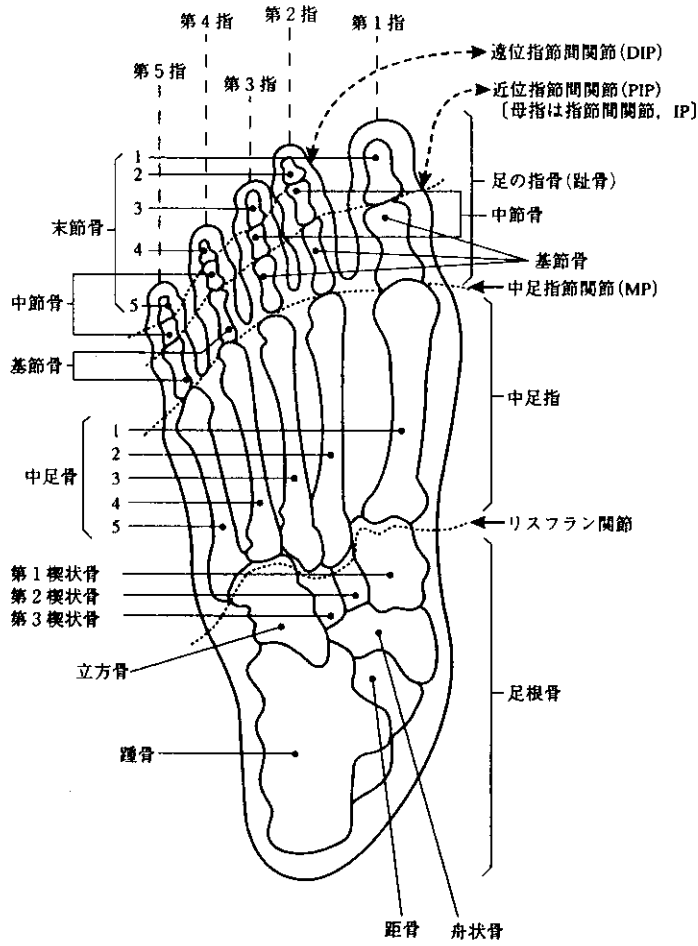


[下肢筋]

第 6 卷 (15)

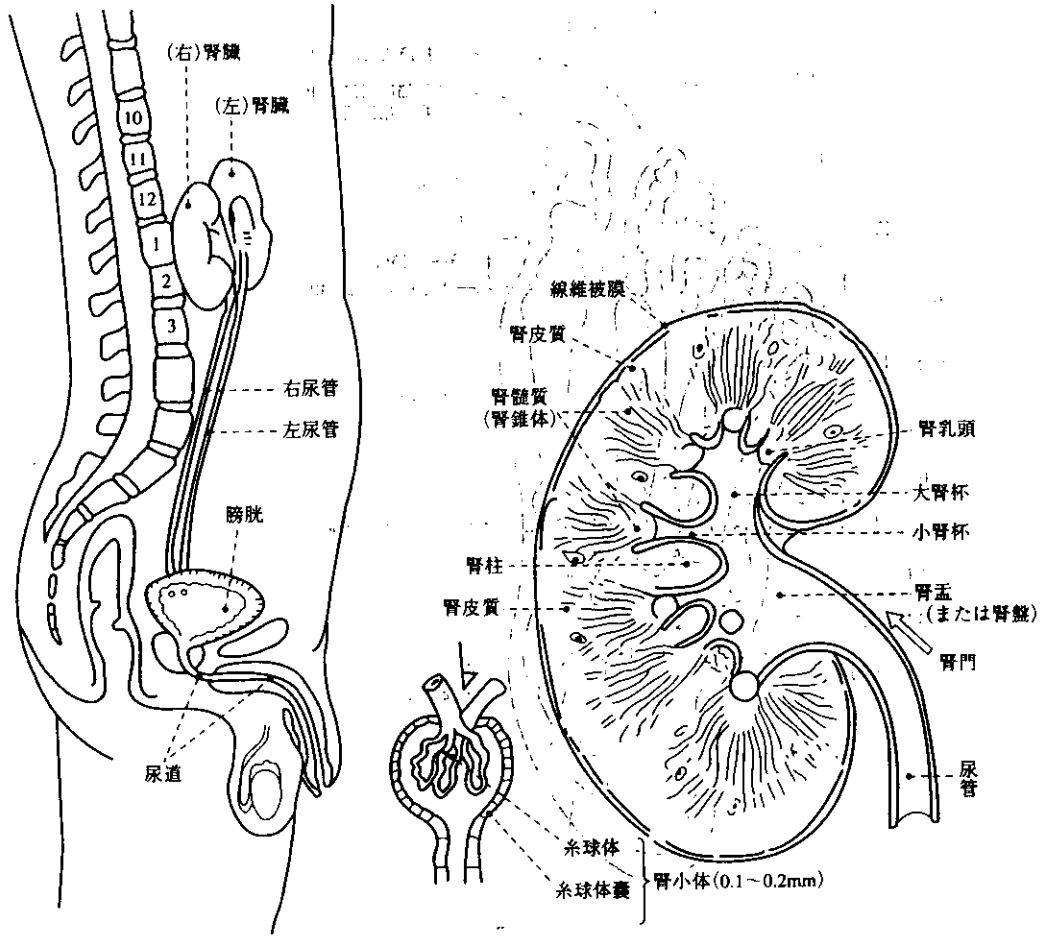


[足骨, 足関節]



[腎臓・尿路]

図10-21 腎臓



[心 臓]

